

議案第 6 5 号

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例 号

四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

四万十町地域包括支援センター条例（平成 19 年四万十町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「介護保険法第 115 条の 39」を「介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46」に改める。

第 2 条の表中「茂串町 201 番 1」を「琴平町 16 番 17 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 5 月 7 日から適用する。